

実施に当たっての留意点

1) 園歯科医師の役割

園歯科医の指示（指示書）のもとにフッ化物洗口を実施します。（※参考資料2：P11）

薬局でフッ化物洗口剤を購入する際は、処方指示書を発行します。（※参考資料3：P12）

2) 対象児：ブクブクうがいができる4歳児以上（年中児・年長児）

3) 洗口方法：園児は、「薬品名：ミラノール」または「薬品名：オラブリス」を使用して、1日1回、園歯科医の指示の下に実施してください。

4) 保護者説明を行うこと

フッ化物洗口を初めて実施していく園児に対しては、毎年、説明会を開催してください。

【説明内容】①むし歯の成り立ち②フッ化物の安全性③フッ化物洗口の効果と必要性について

※この内容については全園共通内容として説明してください。

その際、保護者への説明は園歯科医等とともに行ってください。

また、説明会等に出席できなかった保護者に対しては、個別による説明を行うなど、資料を配布して理解を得るための情報提供を行ってください。

5) 洗口の実施日時

実施時間帯は、園児が落ち着いて行える時間帯に設置します。

また、洗口後は、フッ化物が歯の表面に作用しているので、30分間は飲食を避けることができる時間帯を選びます。

6) 洗口が上手にできない園児への対応

保護者と洗口の実施についてよく相談し、実施前に、水で十分練習を行います。

開始時期を考慮するなど配慮しながら、本人に合った支援を行います。

また、味、匂いが気になるなど、洗口開始後に洗口がうまくできない園児に対しても保護者とよく相談しながら実施します。

7) 洗口実施の同意について

洗口実施に当たっては、強制ではなく、洗口の有効性と安全性をよく理解され、希望しない場合には下記の配慮を行います。

8) 洗口を希望しない園児への対応

「水と一緒にうがいをする」「他の場所で遊ぶ」「うがいの時間は何もしない」など、他の園児が実施しないことも認めあうなど各園で配慮してください。